

第1回 金融審議会 保険制度ワーキング・グループ

国内再保険キャプティブ制度の 創設に向けて

— 事業会社が最も利用しやすい制度とするための提言 —

かわの

河野 英介

フォーサイトリスクマネジメント株式会社

キャプティブのコンサルティング及び運営実務に20年以上従事

2026年10月1日

本日申し上げる3の論点

論点1

国内キャプティブ制度は必要であり、時機を得ている（必要性）

- 1974年の最初の設立以降、日本企業系キャプティブは累計181社（フォーサイト調べ）。増加傾向は継続。
- 企業の規模によってキャプティブのニーズが異なるわけではない。リスクマネジメントとその財務的対策に向き合う全ての企業に需要がある。
- 日本成長戦略（2026年7月21日閣議決定）の「リスクマネジメント高度化と投資余力の確保」に直結する。

論点2

国内制度のメリット ⇒ 諸外国は「運営負担の小ささ」で選ばれている

- キャプティブは企業自身のリスクファイナンスのための特別目的子会社。運営はあらゆる面で負担が少ないことが要件。
- 諸外国はそれを実現する法制度と制度環境を整備し、継続的な改善と切磋琢磨を行っている。
- この結果、現状として日本企業は自らのリスクマネジメント高度化と企業財務活動において、海外のキャプティブ制度に依存している。

論点3

日本のキャプティブ制度創設への提言 ⇒ 諸外国と同等以上の制度とする

- キャプティブにおいて実績のある諸外国の制度は、企業が選ぶ制度の特徴の示唆に富む。
- 参入要件・機構・健全性・財務について、**キャプティブの目的に見合った制度とする。**
- 「通常の保険会社の小型版」ではなく、企業財務に組み込まれた特別目的のリスク管理会社として規律する。

企業のリスクマネジメントの主体は企業であり、キャプティブ制度は企業の選択肢を最大化するものであるべき。

企業のリスクマネジメントの高度化は日本の経済力につながり、日本の成長戦略に資するもの。

キャプティブには二つの引受形態がある

いずれも企業グループのリスクファイナンス専用の特別目的会社。取引形態は保険・再保険だが、リスクの内容は企業グループとその事業活動に関するもの。

A 元受キャプティブ

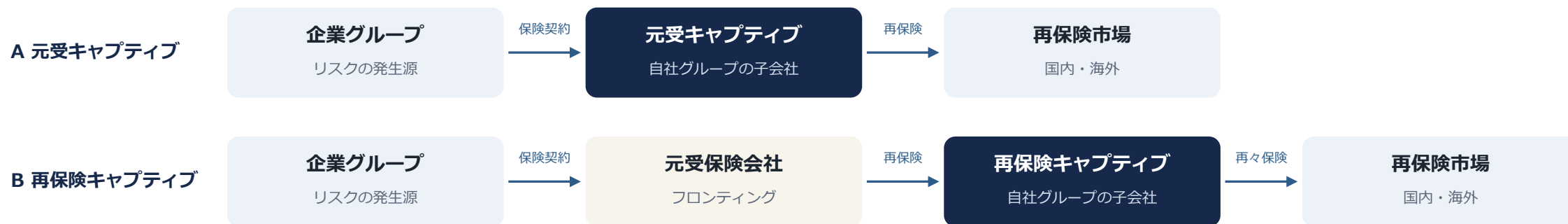
- 企業グループから直接保険契約を引き受け、リスクを保有する形態
- 自ら保険者として保険証券・付保証明書を発行する
- 現行保険業法では、第2条第1項第2号二により企業集団内の保険引受が「保険業」の定義から除外されている

B 再保険キャプティブ

今般の検討対象

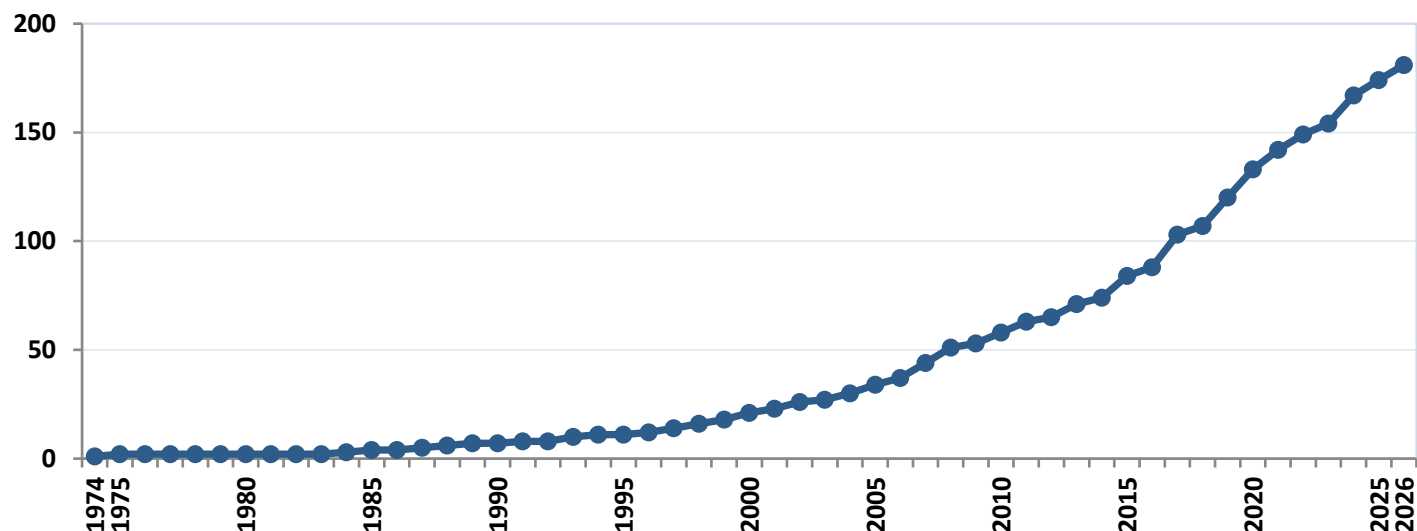
- 元受保険会社（フロンティング）を経由し、再保険契約でリスクを保有する形態
- 保険会社の一種であるため、再保険市場への直接の出再が可能
- 日本企業が国外に設立しているキャプティブは主にこの形態（ピュアキャプティブ）

取引の流れ



キャプティブの設立と活用は50年以上にわたり継続的に拡大している

日本企業系キャプティブ 累計設立数の推移（1974–2026年）



181

累計設立数（社）

17

設立地（ドミサイル）

52

集計対象期間（年）

企業の規模でキャプティブの必要性は左右されない

- 大手企業によるキャプティブの設立は、プレスリリース、適時開示、有価証券報告書、セミナー等の複数の情報源で確認されることが多い。
- 一方でフォーサイト調査では、売上高200億円・純利益2億円規模の企業も、グループ内リスクマネジメントの高度化と財務体制の強化を目指してキャプティブを設立している。

主な設立地（累計・上位）

ハワイ	57 社
ラプアン	30 社
バミューダ	26 社
ミクロネシア	26 社
ガーンジー	8 社
シンガポール	8 社
バーモント	7 社
その他10地域	19 社

（出典）フォーサイトが各キャプティブ設立地及び現地行政機関から直接収集した情報に基づき集計。

キャプティブ認可取得年を設立年として計上し、合併・休眠となったものも過去の設立実績として含む。2026年は9月15日集計時点までの実績。年次・ドミサイル別の内訳は別紙1・2参照。

なぜこの四半世紀、日本において実現しなかったのか

過去に機会があったにもかかわらず実現しなかった理由は、必然的に問われるべき論点。以下の複合的な背景があったと見る。



- ① **保険制度自体が大きな変化の途上にあった** 1996年の保険業法全面改正から日が浅く、保険の制度と仕組みについて大きな変化が続いていた。
- ② **再保険に関する情報・知見の共有が不十分** 再保険取引の活用、海外の再保険市場や保険仲立人の活用は再保険キャプティブの重要な要素だが、当時は十分な情報・知見の共有がなく、特に企業にとって再保険は普段触れる機会がない分野であった。
- ③ **「企業の財務戦略」としての位置づけが未整理** キャプティブは、最も情報を持つ企業自身が、保険という金融取引の形態を使って自らのリスクを保有する財務戦略である。この点と、第三者である保険会社が提供する保険契約との関係・位置づけが整理できていなかった。
- ④ **2000年代初頭の設立実績は約30社にとどまっていた** 日本企業キャプティブは30社程度（フォーサイト調べ）という状況であったことも影響したと考えられる。

留意点 諸外国では、キャプティブ制度は数や統計的な基準を発端に制度設計されたものではない。保険市場へのリスク移転の限界と、企業のリスクファイナンス手段のニーズが確認された時点で、当該国と当事者が企業そして経済の成長を見据え、能動的に動いて作り上げてきたものである。

産業界の財務戦略の強化と成長戦略に合致する

政 政府方針における位置づけ

日本成長戦略（2026年7月21日 閣議決定）

「企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しすべく、自グループのリスクのみを引き受ける保険会社の制度創設について検討する」

成長投資を促進するための金融戦略（同日）

「限定的なリスクを扱う特別専門保険会社（再保険キャプティブ）の制度を創設するための法案の次期通常国会提出に向けた検討を進める」

企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会 報告書（2026年4月17日）

キャプティブを「リスク情報ハブ（リスクセンサー）」として活用し、意思決定の質、リスク管理能力、資本効率の向上に資する政策の検討

産 産業界からの要望

- 自家保有を余儀なくされるリスクについてのファンディング措置として、日本版キャプティブ制度の創設等の早期の規制緩和が要望された（同検討会第2回資料2）。
- キャプティブ設立は保険キャパシティ不足・保険料上昇への「やむなし設立」であり、収益獲得や税メリット追求ではないこと、「日本において同様な設立が可能であれば、日本を選択していた」ことが示された（同第1回資料4）。
- 運営目的に応じて組織形態・報告・監査等の基準を区分し、自社リスクのみを引き受けるキャプティブの国内設立・運営が容易になることへの期待が示された。

国益への貢献

海外に流出していたキャプティブの資本金と保険料の
金融資産が、国内に蓄積される

企業がその資本をキャプティブの形で活用できる制度が国内で実現されれば、日本企業は海外の制度に依存せずにリスクマネジメント高度化を追求することができる。キャプティブ制度の創設は、企業の財務戦略の強化と、国内への資本・専門人材・リスク情報の蓄積を同時に実現する。

（出典）内閣官房、経済産業省・金融庁「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書及び同検討会資料等。

諸外国の実態を踏まえた国内制度のメリット

キャプティブの足元の動向を踏まえると、設立地の選択を決めているのは「運営負担の小ささ」と「制度環境の完成度」である。

1

キャプティブはリスクファイナンス専用の特別目的会社（SPC）

- 企業はリスクマネジメントとそれに伴うリスクファイナンスの一環として、キャプティブをリスクファイナンスのための特別目的会社として利用する。
（補足：別紙5の各論参照）
- 保険契約や再保険契約の形を取るが、リスクの内容は企業グループとその活動に関するものである。
- したがってその運営はあらゆる面で負担が少なく、専門性を持った人員・部署や、キャプティブを専門とするサービスプロバイダ（業務委託先）が専門的に運営を担うことができる制度がある設立地が選択される。

2

諸外国は制度環境を整備し、継続的に改善している

- 諸外国のキャプティブ制度は、これを実現できる法制度及びキャプティブの制度環境を整備し提供している。
- より多くの企業にその制度を利用してもらうための継続的な制度改善と切磋琢磨を行っている。
- 例：ハワイは1986年の制定以降、区分（Class 1～5）の追加、ドミサイル移転、証券化（SPFC）、戦略的投資方針、保証証券の取扱い等、繰り返し改正を重ねている（別紙6）。

3

リスクマネジメント高度化のために、海外制度に依存しなくて済む

- キャプティブは設立された国においては当該国の法人として扱われ、その国は、現地サービスプロバイダの起用とキャプティブからの納税による税収という形で恩恵を受ける。
- 規模や金額の多寡に違いはあるが、現存する約180社のキャプティブは、各国での適切な運営と納税義務に基づいて現地でこうした支出を行っている。
- 海外の制度は各国が主権を持ち、現地サービスプロバイダがそれに沿って制度環境を提供するもの。全体を見れば、日本企業は自らのリスクマネジメント高度化とそのための企業財務活動において、海外制度に依存する状態にある。

結論 我が国において諸外国と同等、あるいはそれ以上に魅力があるキャプティブ制度を創設することは、

これらのことが日本国内で実施できるようになり、海外の制度に依存しない選択肢を企業に提供できることにつながる。

参考とすべきは実績のある制度である

日本企業が設立地として選んできた法域には、企業がそこを選んだ理由がある。

日本の制度はそれを参考とし、企業にとって同等あるいはそれ以上に魅力がある制度とするべきである。

米国ハワイ州

HRS 431 Article 19 (1986年制定) / HAR 16-17 全276社 (2026年6月末)

- 区分制：Class 1（単一親会社・再保険専業）／2（元受＋再保険）／3（団体・RRG）／4（スポンサード）／5（再保険・超過保険専業）。事業形態と引受対象で規律を分ける。
- 最低資本金：Class 1 は10万ドル、Class 2 は25万ドル。当局が事業の内容と規模を踏まえ個別決定。現金・信用状・公債等でも充当可。
- 免許手続：申請手数料1,000ドル。完備した申請から概ね30営業日で承認・条件付承認・不承認の通知。事前ミーティングが手続の第一歩として明記。
- サービスプロバイダ承認制：キャプティブマネージャー、独立公認会計士、アクチュアリー、損失準備金専門家を当局が個別に承認（431:19-101.4）。
- 報告：GAAP等による監査済財務諸表を事業年度末後6か月以内。検査は原則5年に1回。
- 保険料税：0.25%→0.15%→0.05%→0%の逡減、年間上限20万ドル。他管轄で課税済みの保険料及び受再保険料は非課税。
- 適用除外：料率算出団体への加入強制なし（431:19-112）、強制加入基金への加入・受益なし（431:19-113）。他の保険法令は原則不適用（431:19-115）。
- 外国キャプティブの州内移転（redomestication）が法定されている（431:19-102.3）。

バミューダ

Insurance Act 1978（英国領。長年キャプティブ制度を提供）

- 区分制：Class 1（単一所有者・自己リスクのみ）／Class 2（正味収入保険料の80%以上が関係者等のリスク）／Class 3。商業保険会社（Class 3A・3B・4）とは別の規律。
- 払込資本：Class 1・2・3 は12万ドル（Class 4 は100万ドル）。規模に応じた明確な階層。
- 常駐要件：主たる事務所と当局承認の主任代理人（principal representative）をバミューダに置く。「本店（head office）」の島内設置義務はClass 3A以上に限られ（第8C条）、キャプティブには課されない。
- インシュアランスマネージャーは登録制（第9・10条）。運営の外部委託を前提とした制度設計。
- 健全性：最低ソルベンシーマージンと最低流動性比率で規律。商業保険会社向けのECR／BSCRはClass 3A以上が中心。
- Class 2・3 は当局承認の損失準備金専門家（loss reserve specialist）を選任（第8条）。Class 1 は当局の指示がある場合。
- 法定財務諸表の提出は事業年度末後6か月（最長9か月まで延長可）。当局は個別事情に応じ登録要件・資本要件を調整する権限を有する（第6D条等）。

制度設計における規律の概念

「通常の保険会社の小型版」ではなく、企業財務に組み込まれた特別目的のリスク管理会社として規律する。

制度設計におけるキャプティブの概念

キャプティブはリスクマネジメントを目的として保険取引の形態を取る代替的リスクファイナンス（Alternative Risk Financing Mechanism）の一種である。伝統的な保険の概念ではなく、企業財務の概念で行われるものである。

規律の目的（4点）

- ① 一般公衆のリスクを混入させない
- ② 企業集団が自らのリスクを定量化し、適切な資本・流動性・再保険・親会社支援を備える
- ③ 保険金請求権者、被保険従業員及び第三者被害者の実体法上の権利を害さない
- ④ キャプティブが保険・再保険取引主体として国内外から明確に認識されること

制度上の主な検討事項	制度設計に活用できる考え方
制度上の区分	キャプティブを商業保険会社とは別の区分として、明示的に規律
資本要件	キャプティブにはその性質と目的を踏まえ、低廉かつ明確な下限を置き、規模に応じた階層を設ける
所在・常駐の要件	常駐要件を課さない、あるいは代理人制度とする
外部委託	外部委託を可能とし、キャプティブ運営の一環として監督できる制度とする
健全性	経済価値ベースの精緻な資本規制ではなく、キャプティブの目的と規模に見合った合理的な指標で監督する
準備金・報告	報告頻度・期限をキャプティブの特性に比例させる
経営体制・ガバナンス	重い委員会型の機関設計は求めず、複数名による指揮と会計監査で規律する

CONCLUSION

企業が最も利用しやすい制度を、 諸外国と最低限同等以上の水準で。

1

需要は明確で、時機を得ている

1974年以降181社。企業規模を問わないニーズ。制度創設は日本成長戦略に明記され、産業界からも要望されている。

2

参考にすべきは実績のある制度

ハワイ・バミューダは、運営負担の小ささと制度環境の完成度で選ばれてきた。

3

制度・監督のセットで

キャプティブの目的と規模に適切な保険関連法令・監督指針を整備し、「小型版保険会社」としての運用を避ける。

以降は別紙（詳細資料）

APPENDIX

別紙

本編で「別紙参照」と記載した事項の詳細

別紙1 日本企業系キャプティブ 設立数の推移（年次）

別紙2 同 ドミサイル別内訳

別紙3 元受／再保険キャプティブの仕組みと機能

別紙4 過去の検討経緯（2002～2006年）の詳細

別紙5 キャプティブに関する各論について

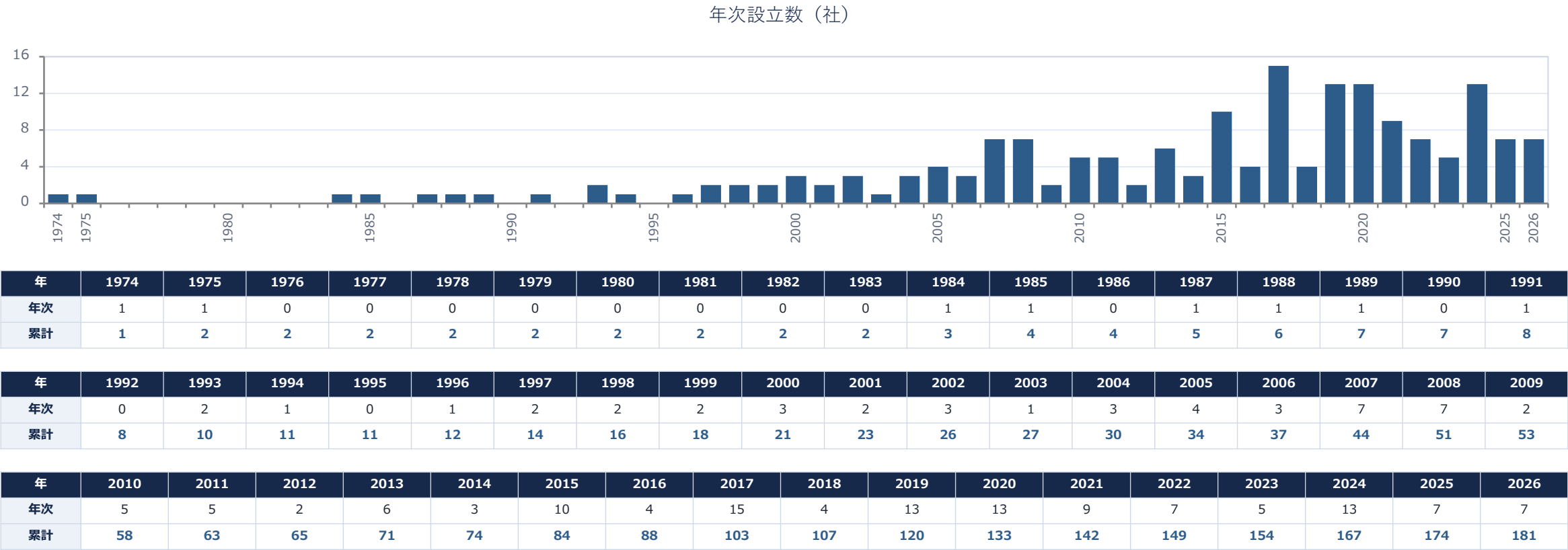
別紙6 (1/2) 米国ハワイ州の制度① 区分・資本・免許手続 / (2/2) 米国ハワイ州の制度② 報告・検査・税制・適用除外

別紙7 バミューダの制度（Insurance Act 1978）

別紙8 参照資料一覧

日本企業系キャプティブ 設立数の推移（1974～2026年）

フォーサイトが各キャプティブ設立地及び現地行政機関から直接収集した情報に基づき集計。
キャプティブ認可取得年を設立年として計上し、合併・休眠となったものも過去の設立実績として含む（全181件）。2026年は集計時点までの実績。



読み取れること 2000年代前半までは年間1～4社の水準。2007～2008年に年間7社へ増加し、2015年以降は年間4～15社で定着。直近10年（2017～2026年）で93社が設立されている。2002年の名護市検討当時（累計26社）、2006年のリスクファイナンス研究会当時（累計37社）と比べて設立実績は約5倍。

設立地（ドミサイル）別の内訳

全17ドミサイル・累計181社。設立地の選択は、制度の内容・運営インフラ・現地サービスプロバイダの層の厚さを反映している。

設立地	累計	最初の設立	特徴（フォーサイトの観察）
米国ハワイ州	57	1994年	Class 1～5の区分制。近年の新規設立の中心。
マレーシア・ラブアン	30	2001年	2013年以降に増加。PCC（プロテクテッド・セル）やレンタキャプティブの活用例が多い。
バミューダ	26	1974年	日本企業最初の設立地。Class 1～3で自家リスク引受を規律。大規模・長期の案件が多い。
ミクロネシア連邦	26	2009年	2010年代に増加。
ガーンジー	8	2000年	PCC／ICC（インコーポレーテッド・セル）の活用例。
シンガポール	8	1989年	アジア地域の統括拠点と併せた設立例。
米国バーモント州	7	1985年	米国現地法人による設立例が中心。
マン島	4	1993年	被買収先が保有していたキャプティブの承継例を含む。
ケイマン	3	2000年	バミューダと並ぶ英領のキャプティブ設立地。
その他8地域	12	—	アリゾナ州、ルクセンブルク、スイス、テネシー州、アイオワ州、アイルランド、マルタ、ワシントンD.C.。

示唆 上位4地域で全体の約8割（139社）を占める。
いずれも、①専用の法制度と区分、②低廉かつ予見可能な参入要件、③外部委託を前提とした運営、④現地サービスプロバイダの層の厚さを備えている。

元受／再保険キャプティブの仕組みと機能

キャプティブは単なる保険金支払の器ではなく、リスク情報の集約・定量化・損害防止・総リスクコスト管理を担うリスクマネジメントセンターである。

観点	元受キャプティブ	再保険キャプティブ
引受形態	企業グループから直接保険契約を締結し、リスクを保有する。	元受保険会社が引き受けた保険責任を、再保険により引き受けてリスクを保有する。
保険証券・付保証明	キャプティブ自身が保険者として発行する。	元受保険契約に関する付保証明書は元受保険会社から発行。
元受保険会社の関与	介在しない。ただし引受支援・損害査定・事務代行等をサービスとして委託することは可能。	フロンティングとして介在する。保険料の算定、出再、損害サービスの提供を行う。
再保険市場との関係	保険者として再保険に付すことが可能。	保険会社の一種であるため、再保険市場との直接的な再々保険取引が可能。
現行保険業法上の扱い	第2条第1項第2号二により、企業集団内の保険引受は「保険業」の定義から除外されている（＝規制対象外）。	現在国内で行うには損害保険業免許が必要。キャプティブにとっては負担が重い。現実的には国外に子会社を設立して行っている。

共通する本質 いずれの形態も、企業グループが自らのリスクを把握し、金銭的に評価し、保有し又は再保険市場等へ移転するための「リスクマネジメント及びリスクファイナンス専用会社」である。取引の形態上は保険契約・再保険契約の形を取るが、リスクの内容は企業グループとその活動に関するものであり、一般公衆を相手方として保険を販売するものではない。

過去の検討経緯（2002～2006年）の詳細

8月31日の金融審議会総会でも、過去にキャプティブ制度を整備できなかった背景を明確にすべきという趣旨のご指摘があった。以下は過去の資料・議事録に基づく整理である。

① 沖縄県名護市 金融特区における検討（2000～2004年）

- 2000年頃から、名護市の経済振興と雇用促進を目的に、キャプティブ保険会社の設立に向けた政府への働きかけが開始。ロンドン、ダブリン、バミューダ等を視察・調査。
- 2002年4月に沖縄振興特別措置法が施行、同年7月に名護市が「金融業務特別地区」の指定を受けたが、この時点ではキャプティブ保険会社についての明示はなかった。
- 2002年8月の第1次提案以降、構造改革特区の枠組みを活用して複数回にわたりキャプティブ制度の創設を提案。2003年には市内に「キャプティブ委員会」を設置。

② 実現しなかった理由（当時の構造）

- 監督の不在：保険業法の対象外と位置づけられたことで、日本の金融当局による規制・監督を受けられない形態となり、企業が積極的に利用する動機と信頼性が失われた。
- 元受保険会社の責任準備金の積立免除が認められず、制度としての財務的な実効性が欠如した。
- 産業界の後押しの欠如：「国を動かすほどの強いニーズが産業界にはない」とされ、推進力が失われた。
- 2006年の経済産業省リスクファイナンス研究会報告書は「特定の企業あるいは企業グループのリスクを引き受ける新たなステータスの保険会社を国内で設立可能とするような制度整備（キャプティブ法制の創設）を行っていくことが必要」と明記したが、立法には至らなかった。

③ 2026年の状況が当時と決定的に異なる点

- 設立実績：累計26～37社（2002～2006年）→ 累計181社（2026年）。企業規模も大手に限られない。
- 産業界のニーズ：検討会において複数の事業会社から制度創設が直接要望されている（本編スライド6）。当時「産業界に強いニーズがない」とされた状況とは異なる。
- 再保険に関する知見：海外再保険市場の活用、保険仲立人の起用、TCoR・KRI等によるリスクコスト評価等が、企業実務として定着してきている。
- 政府方針：日本成長戦略（閣議決定）に制度創設の検討が明記され、次期通常国会への法案提出に向けた検討が進められている。
- 監督の位置づけ：今般は「規制対象外」ではなく、保険業法の枠内で専用の認可・監督を置く方向で検討されている点が本質的な違いである。

キャプティブに関する各論について

キャプティブ制度創設にあたり想定される各論について、あらかじめ考え方を整理した。
本頁は特定の団体又は個人の見解を前提とするものではなく、制度の各論を検討する上で一般に提起され得る各論を想定して整理したものである。

各論

キャプティブ制度は営利目的の保険引受を侵食し、
保険会社の利益を減らす仕組みではないか。



企業のリスクマネジメントは企業がその責任を担う。キャプティブの目的は企業が自ら分析・定量化し、保有するリスクと移転するリスクについて判断することである。企業が保険会社に期待する役割は、企業が必要と考えるリスク移転のための金融サービスとしての保険サービスを提供することにある。実際、企業がキャプティブを設立する主要な動機は、保険キャパシティの不足、保険引受実績の欠如、市場全体の保険料上昇への対応であり、収益獲得や税メリットを主眼としたものではない。

各論

キャプティブを認めるとしても、損害保険会社が対処できないリスクを引き受ける範囲だけに制約すべきではないか。



企業のリスクマネジメントは、特定のリスクや保険の種類に限定するものではない。このような考えでは、企業はキャプティブで一部のリスクの部分最適はできるかもしれないが、全体のリスクマネジメントに資するものではない制度になってしまうため、提言としては適切ではない。保有と移転の最適な配分は、リスクの種類を横断して初めて判断できる。

各論

保険は保険会社が行うものであり、企業自身が保険の仕組みを用いることは想定されていないのではないか。



保険取引とは、保険法で定義されている通り、金融の手段の一つでありそれ以上の定義はない。保険取引における被保険者、保険契約者、保険者やその他関係者について、グループ内でやるか、第三者（もっぱら営利目的）が行うかについて、何ら定義も制約もないはずである。リスクマネジメントのために保険という仕組みを誰がどう使うかは、そのリスクを抱える当事者、つまり企業が決められるようにするべきであり、その選択肢を最大限に提供するのが法律上あるべき姿である。保険の仕組みや制度、そしてキャプティブで先行する諸外国は、この点を理解した上で以前から制度を整備してきている。

米国ハワイ州の制度① 区分・資本・免許手続

根拠法：Hawaii Revised Statutes, Title 24, Chapter 431, Article 19（1986年5月制定）／Hawaii Administrative Rules Chapter 16-17。2026年6月30日時点で276社。

区分	内容	最低資本金・剰余金（法定下限）
Class 1	ピュアキャプティブ。再保険引受のみを行うものとして指定・免許を受けたもの。	10万ドル
Class 2	ピュアキャプティブ。元受保険者として、又は元受保険者かつ再保険者として業務を行うもの。	25万ドル
Class 3	団体キャプティブ又はリスク・リテンション・キャプティブ。	50万ドル
Class 4	スポンサード・キャプティブ（プロテクテッド・セルを設定できる形態）。	50万ドル
Class 5	再保険又は超過保険のみを引き受けるもの。米国外のリスクについては当局承認により現地基準での準備金算定・資産運用が可能（431:19-111.5）。	当局が個別に決定
SPFC	特別目的金融キャプティブ。保険リスクの証券化を専門に行う形態（Part II）。	25万ドル

最低資本金の考え方（431:19-104）

- 当局が各キャプティブのプログラムを踏まえて個別に決定するが、上表の法定下限を下回することはできない。
- 現金、州内銀行又は連邦準備制度加盟銀行が発行する取消不能信用状、公債、その他当局が承認する形態のいずれか又はその組合せで充当できる。
- 法定下限を超える部分は、キャプティブの機関が採択・監視し当局が承認した「戦略的投資方針」に従って運用することが認められる。
- 支店キャプティブについては、州内で引き受け保有するリスクの量と性質、本国の財務状態、出再者のために積まれた信託等を考慮し、当局が担保の額と形態を決定する。

免許手続（申請パッケージ／HAR 16-17-6）

- 申請手数料1,000ドル（返還不能）。免許・年次更新手数料はClass 1・2が300ドル、Class 3が500ドル、Class 4・5が1,000ドル。
- 完備した申請の提出から概ね30営業日以内に、承認・条件付承認・不承認の通知が発出される。
- 提出物：定款・附属定款、当局承認アクチュアリーによる経済的フィージビリティ・スタディ、5年間の戦略計画、役員・取締役の経歴宣誓書、キャプティブマネージャー／独立公認会計士／損失準備金証明専門家の各申請。
- 「州の一般的利益に資する」旨の証明（Certificate of General Good）を経て設立登記、その後に事業免許（Certificate of Authority）を取得する二段階構成。

米国ハワイ州の制度② 報告・検査・税制・適用除外

日本の制度設計上、とくに参考となるのは「負担の水準」と「適用除外の明確さ」である。

報告 (431:19-107)

リスク・リテンション・キャプティブ以外は、GAAP又は当局が適当と認める会計基準による財務諸表を、独立公認会計士（又は当局が適当と認める専門家）の監査を経て事業年度末後6か月以内に提出。引受業務に係るアクチュアリーの準備金意見を添付。通常の保険会社向けの全国統一年次報告様式は、リスク・リテンション・キャプティブに限って要求される。

検査 (431:19-108)

当局が適当と認める頻度で検査・調査・財務モニタリングを実施できるが、原則として5年に1回以上。リスク・リテンション・キャプティブは設立後3年以内に1回、その後5年に1回以上。検査報告書・作業資料は原則として秘密として扱われる。

秘密保持 (431:19-101.2)

免許申請、事業計画、親会社等に関する非公開情報は秘密として扱われ、当局は公表しない。契約者・株主・公益に資すると判断する場合は、3日前の書面通知を経てのみ公表できる。

資産運用 (431:19-110)

機関が採択・監視し当局が承認した戦略的投資方針に基づく運用が認められる。ただし準備金の100%以上に相当する額を、現金・取消不能信用状・当該方針に基づく投資・収納中保険料等の形態で保有することが必要。

保険料税 (431:19-116)

総保険料に対し0.25%（～2,500万ドル）／0.15%（～5,000万ドル）／0.05%（～2億5,000万ドル）／0%（超過分）の逓減税率。年間上限20万ドル、最低税額なし。原リスク所在地で既に課税された保険料及びキャプティブが引き受けた受再保険料は課税されない。この税は不動産税及び有形資産の取得・使用・保有に係る税を除き、州・郡のあらゆる税に代わるものとされている。

適用除外 (431:19-112・113・115)

料率算出団体への加入を強制されない。州内の保険基金・保証基金・支払不能基金への加入・拠出は認められず、その受益もない（労災に係る特例を除く）。本条項及び特に参照された規定以外の州保険法令は、キャプティブには適用されない。

サービスプロバイダ承認制 (431:19-101.4)

当局はキャプティブマネージャー、独立公認会計士、アクチュアリー、損失準備金専門家を承認する権限を有する。承認はプログラム構造・取引の性質と量等を踏まえた個別審査であり、あるキャプティブについて承認された者が、別のキャプティブについて自動的に承認されるものではない。

記録の保管 (HAR 16-17-13)

業務記録は州内の主たる事務所又は当局承認の州内の場所に保管し、当局の請求に対し速やかにアクセスを提供する。サービスプロバイダのうち1者を記録の維持・提出に関する代表者として書面で指定し、当該者は州内に所在し、キャプティブの運営・管理・財務・投資・保険及び再保険プログラムに関する質問に応答できる者でなければならない。

ドミサイル移転 (431:19-102.3・102.4)

外国キャプティブが州内の国内キャプティブとなる手続が法定されている。合併、資産移転その他の組織再編を経る必要はなく、既存の保険契約は全て有効に存続する。州外への移転手続も併せて整備されている（移転手数料300ドル）。

キャプティブ促進のための当局内機関 (431:19-101.5～101.8)

当局内にキャプティブ保険担当官（副長官）を設置し、キャプティブの監視・規制・振興を専任で担わせる。保険料税・各種手数料はキャプティブ保険行政基金に繰り入れられ、前年度繰入額の10%までをハワイのドミサイルとしての振興に充てることができる。

バミューダの制度（Insurance Act 1978）

以下はInsurance Act 1978及び関連法令に基づく概要。

項目	内容	日本の制度設計への示唆
区分（第4B～4D条）	Class 1：単一の者が全部所有し、当該者のリスクのみを引き受けるもの（又はグループの関係会社として当該グループ内若しくは自己の株主のリスクのみを引き受けるもの）。Class 2：2以上の非関連者が所有し正味収入保険料の80%以上が当該者等のリスクであるもの等。Class 3：上記及び商業保険会社の区分に該当しないもの。	自家リスクの引受を、商業保険会社（Class 3A以上）とは別の区分として明示的に規律している。
払込資本（第7条）	Class 1・2・3は12万ドル。Class 4（商業保険会社）は100万ドル。特別目的保険会社（SPI）は1ドル。イノベティブ保険会社は事業の性質・規模・複雑性に応じて5万～100万ドル。	自家リスク引受には低廉かつ明確な下限を置き、規模に応じた階層を設ける。
所在・常駐（第8条・第8C条）	全ての保険会社は主たる事務所（principal office）をバミューダに維持し、当局承認の主任代理人（principal representative）を選任・維持する。他方、「本店（head office）」のバミューダ設置義務はClass 3A以上の商業保険会社に限られ（第8C条）、Class 1～3のキャプティブには課されない。	常駐従業員を要求しないという運営実態を、法令構造として正面から認めている。
外部委託（第9・10条）	インシュアランスマネージャーは登録制。「保険会社の従業員ではない者で、1社以上の保険会社に対しマネージャーとして役務を提供する者」と定義される。	外部委託の受託者側を登録・規律することで、委託前提の運営と監督の実効性を両立させている。
健全性	最低ソルベンシーマージン及び最低流動性比率により規律。登録に際して当局は最低ソルベンシーマージンの充足を確認する（第6条）。商業保険会社向けのECR／BSCRはClass 3A以上が中心。当局は個別事情に応じECR・利用可能資本等を調整する権限を有する（第6D条）。	経済価値ベースの精緻な資本規制は自家リスク引受には適用しない。
準備金・報告	Class 2・3は当局承認の損失準備金専門家（loss reserve specialist）を選任（Class 1は当局の指示がある場合）。法定財務諸表の提出期限は事業年度末後6か月（申請により最長9か月まで延長可）。	報告頻度・期限を事業特性に比例させる。
最低基準（Schedule）	登録の最低基準として、コーポレートガバナンス、「業務が2名以上の個人により指揮されること」、取締役会の構成、業務が慎重に遂行されること、誠実性と技能等が定められている。	重い委員会型の機関設計は求めず、複数名による指揮と会計監査で規律する。

参照資料一覧

政府文書・法令

- 保険業法（平成7年法律第105号）
- 保険業法施行令（平成7年政令第425号）
- 保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）
- 保険法（平成20年法律第56号）
- 金融庁「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（第3回）議事録
- 金融審議会総会（2026年8月31日）配付資料
- 「日本成長戦略」（2026年7月21日 閣議決定）
- 内閣官房日本成長戦略本部事務局「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」（2026年7月21日）
- 経済産業省・金融庁「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書及び同概要（2026年4月17日）、同検討会 各回資料
- 経済産業省「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」（2006年3月）
- 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）
- 衆議院議事録、参議院議事録、各院各種委員会議事録等

海外法令・当局資料

- Hawaii Revised Statutes, Title 24, Chapter 431, Article 19 (Captive Insurance Companies)
- Hawaii Administrative Rules, Title 16, Chapter 17 (Captive Insurance Companies)
- State of Hawaii Insurance Division, Captive Insurance Company Application Package
- State of Hawaii, Hawai'i Captive Insurance Fact Sheet（2026年、2026年6月30日時点）
- Bermuda Insurance Act 1978 and Related Legislation (Insurance Returns and Solvency Regulations 1980 ほかを含む。2026年1月時点)
- IAIS, Issues Paper on the regulation and supervision of captive insurance companies（2006年10月）

フォーサイト独自データ・文献等

- 日本企業系キャプティブ設立数集計
- 浜田健一郎・河野英介・小島弘敬『キャプティブ保険会社の実務』（保険毎日新聞社、2023年）